

防府市同報系防災行政無線及び防府市緊急告知防災ラジオ定時放送実施要領

平成23年2月22日制定

(目的)

第1条 この要綱は、災害時等における情報伝達手段として整備する防府市同報系防災行政無線及び防府市緊急告知防災ラジオ（以下「同報系防災行政無線等」という。）の適切な管理、運営のための定時放送の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定時放送)

第2条 同報系防災行政無線等の定時放送の種類は、次のとおりとする。

- (1) 同報系防災行政無線屋外拡声子局定時放送
- (2) 同報系防災行政無線戸別受信機定時放送
- (3) 緊急告知防災ラジオ定時放送

(放送日時)

第3条 同報系防災行政無線等の定時放送日時は、原則として執務時間内において、あらかじめ定めた日時に行うものとする。

(対象地域)

第4条 同報系防災行政無線等の定時放送対象地域は、市内全域とする。

(実施方法)

第5条 同報系防災行政無線等の定時放送は、次のいずれかの方法による。

- (1) 同報系防災行政無線操作卓放送予約機能による自動放送
- (2) 同報系防災行政無線操作卓又は遠隔制御装置からの定型文読み上げによる手動放送

(定時放送の中止)

第6条 災害の発生等により、定時放送を実施することが困難、又は、適切でないと判断されるときは定時放送を中止するものとする。なお、定時放送中止に伴う代替放送は原則として実施しない。

(定時放送文)

第7条 同報系防災行政無線戸別受信機及び緊急告知ラジオ定時放送の放送文は、別紙のとおりとする。

(定時放送記録)

第8条 同報系防災行政無線等の定時放送を実施したときは、防府市同報系防災行政無線管理運用規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、無線業務日誌（第2号様式）に必要事項を記入し、統括管理者（総務部長）へ報告するものとする。

(障害等の措置)

第9条 同報系防災行政無線等の定時放送で通信に障害等の事故が発生、若しくは判明したときは、規程第16条に基づき、直ちに必要な措置を講じるものとする。

(市民への周知)

第10条 同報系防災行政無線等の定時放送を実施及び実施方法等を変更するときは、あらかじめ市民及び関係機関へ周知するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別紙（定時放送文）

① チャイム （上り）

② こちらは ぼうさい ほうふしです。

○月○日 ○時○分 放送。

③ ただ今 試験放送を 行っています。

④ 災害などの緊急時には、このような割込み放送を行います。

3秒 程度 空ける

⑤ こちらは ぼうさい ほうふしです。

⑥ ただ今 試験放送を 行っています。

⑦ 災害などの緊急時には、このような割込み放送を行います。

3秒 程度 空ける

⑧ この試験放送は、毎月第○○曜日のこの時間に行っています。

⑨ 次の 試験放送は ○月○日 ○曜日

⑩ ○○時○○分ごろの 予定です。

⑪ これで 試験放送を 終了します。